

請願番号	請願第15号	受理年月日	平成28年9月9日
請願の件名	<p>後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書提出の請願</p> <p>(請願の要旨)</p> <p>低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>後期高齢者医療制度の施行に当たっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきました。</p> <p>ところが、2015年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、後期高齢者医療制度の軽減特例措置については、段階的に縮小することとしています。</p> <p>「特例軽減」が廃止されれば、加入者の約半数となる865万人の保険料が増加する。現在、「8.5割軽減」を適用されている人は2倍、「9割軽減」の場合は3倍、健保の被扶養者だった「9割軽減」の人は5倍から10倍の大幅な負担増となります。</p> <p>後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告(2014年度)から、後期高齢者の年金収入の平均は127万円で、基礎年金満額の80万円以下が4割を占めています。こうした低所得の高齢者への負担増は生きる力を削いでしまうことにもなりかねません。</p> <p>また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においても、2015年11月12日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置について」は、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること。」を求めています。</p> <p>よって、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望するとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出する必要があるので請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人		